

秋田市学校統合検討委員会設置要綱

〔 令和 2 年 3 月 1 9 日
教 育 長 決 裁 〕

(設置)

第 1 条 秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づき、秋田市学校適正配置地域ブロック協議会で決定した学校統合の方向性（組み合わせ）に係る当該学校統合の可否等について検討するため、学校統合の方向性ごとに秋田市学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の名称)

第 2 条 委員会の名称は、統合検討委員会という文字に、関係する全ての学校の名称を冠したものとする。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 対象とする学校統合の可否に関すること。
- (2) 統合の時期、統合後に使用する校舎、通学手段等に関連する要望書の作成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学校統合に関し必要な事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する委員をもって組織する。

- (1) 地域の住民団体等の代表
- (2) 関係する学校の P T A の代表
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員は、原則、関係する学校数に 4 を乗じた数以内とする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第6条 委員会に、会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長および副会長がともに選出又は指名されていない場合は、教育長が招集し、教育長が指名する教育委員会職員がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の意見を聴いたうえで、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校適正配置推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。